

Microsoft 365 from NTT Communications利用規約【現改比較表】 2022年10月24日現在

～2022年10月23日

2022年10月24日～

(本サービスの内容)

第6条 本規約に基づき提供されるサービスは次のとおりとします。

サービス名	サービス内容
4 付加サービス	料金表第1表 表3に定義される、以下のオプションメニューの総称。 1.DNS サービス (提供元事業者：当社) 2.Active! vault (提供元事業者：株式会社クオリティア) 3.Active! gate (提供元事業者：株式会社クオリティア) 4.ネクストセット (提供元事業者：株式会社ネクストセット) 5.HENNGE One (提供元事業者：HENNGE 株式会社) 6.CloudGate UNO (提供元事業者：株式会社インターナショナルシステムリサーチ) 7.クラウドバックアップ (提供元事業者：SkyKick, Inc.) 8.メールプロテクション (提供元事業者：株式会社インターネットイニシアティブ、キャノン IT ソリューションズ株式会社) 9.Azure AD 連携 (提供元事業者：当社)

(本サービスの内容)

第6条 本規約に基づき提供されるサービスは次のとおりとします。

サービス名	サービス内容
4 付加サービス	料金表第1表 表3に定義される、以下のオプションメニューの総称。 1.DNS サービス (提供元事業者：当社) 2.Active! vault (提供元事業者：株式会社クオリティア) 3.Active! gate (提供元事業者：株式会社クオリティア) 4.ネクストセット (提供元事業者：株式会社ネクストセット) 5.HENNGE One (提供元事業者：HENNGE 株式会社) 6.CloudGate UNO (提供元事業者：株式会社インターナショナルシステムリサーチ) 7.クラウドバックアップ (提供元事業者：SkyKick, Inc.) 8.メールプロテクション (提供元事業者：株式会社インターネットイニシアティブ、キャノン IT ソリューションズ株式会社) 9.Azure AD 連携 (提供元事業者：当社) 10.セキュアドPC月額レンタルモデル (提供元事業者：当社、当社が指定する第三者：横河レンタリース)

(本サービスの契約申込の承諾)

第 10 条

1 当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し
当社の承諾をもって契約が成立するものとします。ただし、事情によりその順序を変更する
ことがあります。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスに係る契約の申込みを承諾し
ないことがあります。

- ① 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- ② 本サービスに係る契約の申込みをした者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠り
又は怠るおそれがあるとき。
- ③ 本サービスに係る契約の申込みをした者が本サービスの利用を停止されている若しく
は停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- ④ 本サービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を申し出た
とき。
- ⑤ その他本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(本サービスの契約申込の承諾)

第 10 条

1 当社は、本サービスに係る契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し
当社の承諾をもって契約が成立するものとします。ただし、事情によりその順序を変更する
ことがあります。

2 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスに係る契約の申込みを承諾し
ないことがあります。

- ① 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- ② 本サービスに係る契約の申込みをした者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠
り又は怠るおそれがあるとき。
- ③ 本サービスに係る契約の申込みをした者が本サービスの利用を停止されている若し
くは停止されたことがある又は本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- ④ 本サービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を申し出た
とき。
- ⑤ その他本サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は、前項に加え、次の場合には、セキュアド PC 月額レンタルモデルの申込を承諾し
ません。

- ① Microsoft365 Business Premium または Microsoft 365 E3 のライセンスが開通済で
ないとき。
- ② 前号のライセンスが Microsoft 365 from NTT Communications にて提供されていな
いとき。
- ③ カスタムドメイン設定が完了していないとき。

表3. 付加サービス料金

分類	付加サービス 名称	購入単位	月額料金	契約期間※	特記事項
----	--------------	------	------	-------	------

※: 「Active! vault SS」「Active! gate SS」「ネクストセット」「HENNGE One」「CloudGate UNO」については、契約更新時に、契約更新日から更に1年間の契約期間を設定します。

*10~*21 省略

表3. 付加サービス料金

分類	付加サービス 名称	購入単位	月額料金	契約期間※	特記事項
セキュアド PC月額レ ンタルモデ ル	セキュアド PC 月額レンタル モデル Business B5 ノート	1ID 毎	11,010 円 (税 込 12,111 円) /ID	3 年間	*22*23
	セキュアド PC 月額レンタル モデル Business タブ レット	1ID 毎	11,010 円 (税 込 12,111 円) /ID	3 年間	*22*23
	セキュアド PC 月額レンタル モデル Enterprise B5 ノート	1ID 毎	11,090 円 (税 込 12,199 円) /ID	3 年間	*22*23
	セキュアド PC 月額レンタル モデル Enterprise タ ブレット	1ID 毎	11,090 円 (税 込 12,199 円) /ID	3 年間	*22*23

※: 「Active! vault SS」「Active! gate SS」「ネクストセット」「HENNGE One」「CloudGate UNO」「セキュアド PC月額レンタルモデル」については、契約更新時に、契約更新日から更に1年間の契約期間を設定します。

*10~*21 省略

*22: 課金開始日は端末引き渡し日の翌月1日からとなります。

*23: 契約更新後の途中解約におきましては違約金が発生しません。また、契約更新は最大4年間となります。

セキュアドPC月額レンタルモデル サービス利用規定

セキュアドPC月額レンタルモデル サービス利用規定

第1条 (目的及び適用)

1.本規定は、契約者（以下「甲」といいます）と当社（以下「乙」といいます）の間で締結される「セキュアドPC月額レンタルモデル」に関する契約（以下「レンタル取引」といいます）について適用される基本事項を定め、これにより甲乙間の取引が公正かつ円滑に行われることを目的とします。

2.甲及び乙は、相互利益尊重の理念に基づき、信義誠実の原則に従って取引を行うものとします。

3.本規定は、別途書面により合意した場合を除き、甲乙間のレンタル取引に関するすべての個々の契約に適用されるものとします。

4. 本規定に定めのない事項については、「Microsoft 365 from NTT Communications利用規約」の規定が適用されます。本規定と「Microsoft 365 from NTT Communications利用規約」の内容に齟齬がある場合、本規定が優先適用されます。

第2条 (契約の内容)

レンタルの目的である物件（物件を構成する本体及び付属品を指し、以下「物件」といいます）、権利等（ソフトウェア製品の使用許諾を含みます）の数量、プラン名、レンタル開始日、納品場所（日本国内に限ります）、等契約に必要な事項その他契約の内容は、書面に定めるものとします。

第3条 (契約の成立及び変更)

1. 契約は、乙があらかじめ前条の契約内容を記載した規約・約款を作成し、甲に提示したうえで、甲が乙に納品日を記載した申込書の交付により発注し、乙がこれに承諾することにより成立するものとします。

2. 甲の申込書交付の日から乙の5営業日以内に乙からの受諾拒否の申出がない場合も、甲による申込書の交付日に遡り契約が成立するものとします。ただし、甲が「Microsoft 365 from NTT Communications利用規約」第10条第3項各号に該当すると乙が判断したときはこの限りではありません。

3. 前二項のほか、申込書に甲が署名押印又は記名押印する方法によっても契約が成立するものとします。

4. 甲及び乙は、契約内容を変更する必要がある場合、甲乙協議のうえ、署名押印又は記名押印した申込書により契約の変更、追加又は削除を行うことができるものとします。

5. 契約成立後は、当該契約のレンタル開始日までに甲の都合による当該契約の解除はできないものとします。

第4条（レンタル期間の延長及び中途解約）

1. 甲は、契約の全部又は一部について終了する場合は、乙に対して、レンタル期間が満了する10営業日前までに、終了する旨の意思表示を行うものとし、契約の終了の意思表示がなされない場合は、本契約又は当該契約の違反がない限り、乙は、甲から12カ月間延長の申し込みがあったものとみなし（以下「自動延長」といいます）、以後も同様とします。ただし、自動延長によるレンタル総期間は本規定第5条4項に定める最低利用期間3年間を含めて最長で4年までとし、4年超過後の取扱については別途協議決定するものとします。

2. 前項にかかわらず、乙が物件を延長前と同じ条件で提供できない等の事由がある場合には、

乙は契約を終了すること、又は条件を変更することができるものとします。

3. 甲は、特別な定めがない限り、レンタル期間中においても事前に乙に通知し、契約の全部又は一部を解約することができるものとします。この場合、物件は乙の指定する場所に返還するものとします。

第5条（レンタル料金等）

1. 契約のレンタル料金は、乙が定めるレンタル期間1カ月間の場合のレンタル料金（以下「基本料金」といいます）と期間料率により計算する方法等、乙の定める計算方法によるものとします。

2. レンタル料金は月払いとします。運送費は月額費用に含まれているため通常は発生しませんが、乙の責に帰すべからざる事由により再配送となった場合には、それにかかる費用を別途ご請求させて頂く場合があります。

3. 最低利用期間は3年間とし、第4条（レンタル期間の延長及び中途解約）第2項により契約が中途解約された場合、残余期間相当分を支払うものとします。

4. 甲が第14条（解除）第2項等に該当するおそれがあると乙が判断した場合、乙は、契約に基づく甲の債務履行を担保するため、甲に対して前払レンタル料金又は保証金を要求することができるものとします。

5. 前項の前払レンタル料金及び保証金の条件については、乙が別に定める内容に基づくものとします。

6. 物件について滅失（所有権の侵害を含みます。以下同じ）、毀損（修理不能、所有権の制限を含みます。以下同じ）したとき、修理を要するとき又は物件について権利を主張する者があるときは、甲は遅滞なくこれを乙に通知することにより、契約を中途解約することができます。

この場合、甲は第4項に基づき算定された金額を支払うものとし、通知がない場合、甲は、物件の使用の可否にかかわらず、レンタル料の支払いを免れないものとします。

7.乙は、契約成立後レンタルの開始までに、当該契約成立時には予想できない経済情勢の変動等があった場合には、レンタル料金を変更することができるものとします。

第6条（納品）

乙は、物件を契約内容に定められた納期、納品場所（日本国内に限ります）に従い、乙の決定した手配方法により納品するものとします。

第7条（受入検査）

1.甲は、乙による物件の納品日の翌日から起算して乙の5営業日内（以下「検査期間」といいます）に受入検査を行うものとします。

2.甲は、前項に定める受入検査の結果、物件に関して、数量、型名、品名、仕様、品質、性能に適合しないもの（以下「契約不適合」といいます）であるときは、直ちに乙に通知するものとします。

3.契約不適合の物件に関して、納期、納品場所、納品手続き等の契約内容の変更を行った場合における受入検査は、前二項の定めによるものとします。

4.第1項及び第3項の受入検査に合格したときは、甲は、受入検査に合格した日（以下「受入検査合格の日」といいます）と受入検査に合格した旨を乙に通知するものとします。

5.第2項又は前項の通知がなく、検査期間を徒過した場合は、検査期間終了の日に受入検査に合格したものとみなします。

第8条（物件の保証）

乙は、物件の受入検査合格の日以後、物件の性能についてのみ保証するものとし、物件の甲の使用目的への適合性その他の事項については、甲及び第三者に対して一切の責任を負わないもの
とします。

第9条（物件の性能不良に対する対応）

1. レンタル期間中、甲の責めによらない事由に基づいて生じた物件の性能の不良により物件が
正常に動作しない場合、乙は、物件を修理し又は取り替えるものとします。

2. 前項の物件の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合、乙は、当該契約を解除
することができるものとします。

3. 乙は、物件の使用不能の状態を考慮して、使用不能期間中のレンタル料金を日割り計算によ
り減免することがあります。ただし、物件が計測器の場合におけるレンタル期間中の校正作業
期間は、使用不能期間から除かれるものとします。

4. 乙は、物件が正常に動作しないことに関し、第1項又は前項に定める以外の責めを負わない
ものとします。

5. 物件の全部又は一部を構成するソフトウェア（以下「ソフトウェア」といいます）の脆弱性
が発見され、又はアップデートを要する場合（BIOSを起因とした脆弱性及びアップデート
を含みますがこれらに限られません）については、第7条（受入検査）第2項に定める契約不
適合及び本条第1項に定める物件の性能不良に該当しないものとします。甲は、当該脆弱性の
解決、アップデートを自らの判断に基づく責任と費用において実施するものとし、乙は甲に対
し一切の責任を負わないものとします。

第10条（物件の使用保管管理）

1.甲は、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管し、当該使用、保管に要する費用は甲の負担とします。

2.物件の設置・保管・使用を原因として、第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙は一切の責任を負わないものとします。

3.甲は、物件が第三者からの強制執行その他の法律的其他の法的あるいは事実的な侵害を蒙らないように物件を保全するとともに、仮にそのような事態が発生したときは、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態の解消を図るものとします。

4.前項の場合において、乙が物件保全のために必要な措置をとった場合、甲は、その一切の費用を負担します。

5.甲は、乙の書面による承諾を得ないで次の行為はできないものとします。

(1)物件の譲渡、転貸、改造をすること

(2)物件に貼付された乙又は乙が指定する第三者の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること

(3)物件について質権、抵当権及び譲渡担保権その他一切の権利を設定すること

第11条（使用地域等の範囲）

1.甲は、物件を原則日本国内においてのみ使用するものとします。

2.乙が、物件の所在場所の確認を求めた場合、甲は書面（電子メールを含みます）にて速やかに回答するものとします。

3.甲が物件を輸出する場合、事前に乙に通知し、乙の承諾を得たうえ、乙所定の書類を乙に提出するものとします。ただし、甲は日本及び輸出関連諸国の輸出入関連法規に従って輸出を行

うものとし、当該輸出に係る一切の責任は甲が負うものとし、また、甲と日本国外関連者間での取引に起因する租税上の問題等が発生した場合は、甲の責任において解決するものとし、

4.甲が物件を輸出する場合、乙は第9条（物件の性能不良に対する対応）の責任は負担せず、かつ第13条（保険）は適用されないものとし、

第12条（ソフトウェアの複製等禁止）

甲は、ソフトウェアに関し、次の行為を行うことはできないものとし、

(1)有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又はその再使用権設定を行うこと

(2)ソフトウェアを物件以外のものに利用すること

(3)ソフトウェアを複製すること

(4)ソフトウェアを変更又は改作（逆アッセンブル、逆コンパイルを行うことを含みます）すること

第13条（保険）

1.物件には乙又は乙が指定する第三者による動産総合保険が付保されるものとし、

2.物件に保険事故が発生した場合、甲は、直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙の保険金受領手続きに必要な一切の書類を遅滞なく交付するものとし、

3.甲が前項の義務を履行した場合、甲は、乙に支払うべき第16条（物件の返還）第4項の金額について、乙の受取保険金の限度で、その義務が免除されます。ただし、甲が前項の通知義務若しくは交付義務を怠り、又は保険事故について甲に故意若しくは重過失がある場合はこの限りではありません。

4.前三項の規定は、無形の資産（ソフトウェアを含みます）には適用されないものとします。

第14条（解除）

1.甲及び乙は、相手方がその債務を履行せず、又は本契約若しくは契約に違反した場合において、相当の期間を定めて履行又は違反の是正の催告をし、その期間内に履行又は是正がないときは、本契約又は契約の全部又は一部を解除することができるものとします（次項第1号及び第24条（反社会的勢力の排除）第3項の場合を除きます）。

2.甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告をすることなく、直ちに本契約及び契約を解除することができるものとします。

(1)前項にかかわらず、甲がレンタル料金の支払いを1回でも遅滞したとき

(2)差押、仮差押、仮処分、滞納処分、強制執行、競売、任意整理、特定調停、破産、会社更生、民事再生等、又はその他法的倒産手続きの申し立てを受け、又は自ら申立てたとき

(3)監督官庁により営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

(4)支払停止若しくは支払不能に陥ったとき、手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき

(5)資本減少、事業の廃止、解散等の重大な変更の決議をしたとき

(6)公租公課の滞納処分を受けたとき

(7)債務超過等財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき

(8)その他前各号に準ずる事由が生じたとき

第15条（期限の利益の喪失）

甲又は乙は、前条又は第24条（反社会的勢力の排除）第3項により相手方から本契約及び契約

の全部又は一部を解除された場合、未払いレンタル料金、その他相手方に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方に全額を直ちに支払うものとします。

第16条（物件の返還）

1.甲は、乙に対して、レンタル期間が終了した場合はレンタル期間終了日の翌日までに、契約の解約又は解除がなされた場合は解約の日又は解除の日に、それぞれ乙の指定する場所に乙の決定した手配方法により物件を原状に回復したうえで返還するものとします。なお、甲は、第9条（物件の性能不良に対する対応）第1項により物件の取り替えがなされた場合、取り替え前の物件を、取り替え後の物件が甲に納品された日の翌日から起算して5営業日以内に、同様の場所、方法にて乙に返還するものとします。

2.物件にデータ（電子的情報）を記録した場合、又はクラウド上に物件固有の識別データ等を記録した場合、その他物件を通じて読み取り可能なデータが残存している場合、甲は、自らの責任と費用負担により当該データ等を消去して乙に返還するものとします。万一、残存したデータ等の消去、漏洩等により、甲及び第三者に損害が発生した場合においても、乙は一切の責任を負わないものとします。

3.物件に物件以外の動産を同梱し、又は付着させている場合（当該動産を以下「同梱・付着物」といいます）、甲は、自らの責任と費用負担で同梱・付着物を全て分離除去したうえで乙に返還するものとします。万一、物件に同梱・付着物が含まれた状態で返還された場合、乙は、同梱・付着物が乙の指定した場所に到着した日から起算して1ヵ月間（以下「保管期間」といいます）保管するものとします。乙は、保管期間中において甲から返却の申出がない場合、保管期間の徒過をもって、甲が同梱・付着物の所有権を放棄したものとみなし、甲に通知することなく、これを廃棄できるものとします。なお、乙は、保管期間中における同梱・付着物の劣化、

毀損、汚損等について、一切の責任を負わないものとし、また同梱・付着物の廃棄により甲及び第三者に損害が発生した場合においても乙は一切の責任を負わないものとします。

4.甲の責めに帰すべき事由により物件の全部若しくは一部を滅失、紛失して乙に返還できない場合、毀損（パスワード、ライセンス認証、及び当該物件を制御するクラウド上の設定等の未解除を含みますが、これに限られません）若しくは汚損した物件を甲が乙に返還した場合、又は甲が第2項前段若しくは前項前段の義務を履行せずにデータ等を残存させ、若しくは同梱・付着物が含まれた状態の物件を乙に返還し、乙の費用負担によりデータ等の消去、前項後段に基づく同梱・付着物の保管及び廃棄が行われた場合、乙は、甲に対して、滅失、紛失、毀損又は汚損した物件についての損害賠償として代替物件（新品）の購入対価相当金額又は物件の修理代、乙が負担した費用（甲のほか第三者に対して負担した費用も含みます）、その他乙の被った損害の賠償を請求できるものとします。

第17条（物件返還の遅延の損害金）

甲は、事由の如何を問わず物件の返還をなすべき場合において物件の返還を遅延したときは、物件の返還をなすべき日の翌日から返還の完了日まで、1カ月当たりの基本料金相当額を損害金として乙に支払うものとします。この場合、損害金の計算については、1カ月単位で計算し、日割り計算をしないものとします。

第18条（遅延利息）

甲は、契約に基づく金銭債務の履行を遅延した場合、支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を乙に支払うものとします。

第19条（債権譲渡制限）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約及び契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保に供してはならないものとします。

第20条（不可抗力）

1.天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、交通機関の事故、通信回線の事故、感染症・疫病の大流行、その他両当事者の責めに帰すことができない事由により生じた履行遅滞及び履行不能について、いずれの当事者も責任を負わないものとします。

2.前項の場合、甲又は乙は、相手方に対し通知したうえで、契約の全部又は一部を変更又は解除することができるものとします。

第21条（秘密保持）

1.本契約において、秘密情報とは、次の各号の情報をいうものとします。

(1)秘密である旨の表示をした書面(電子的形式を含みます)で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報

(2)秘密である旨明示して口頭又はデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含みます）で提示された情報

2.前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

(1)開示の時点で既に公知のもの、又は開示後秘密情報を受領した当事者(以下「受領者」といい

	<p><u>ます)の責めによらずして公知となったもの</u></p> <p><u>(2)受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの</u></p> <p><u>(3)開示の時点で受領者が既に保有しているもの</u></p> <p><u>(4)開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの</u></p> <p><u>3.甲及び乙は、それぞれ相手方から開示された秘密情報を、本契約及び契約の履行のためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。</u></p> <p><u>4.甲及び乙は、相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、受領した秘密情報を善良なる管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また、本契約及び契約を履行するために知る必要のある自己の役員及び従業員（以下あわせて「従業員等」といいます）以外に開示、漏洩してはならないものとします。</u></p> <p><u>5.前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、甲及び乙は、相手方の秘密情報を当該第三者に開示、提供することができるものとします。</u></p> <p><u>(1)法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置を講ずることを当該第三者に要求するものとします。</u></p> <p><u>(2)弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合</u></p> <p><u>6.甲及び乙は、本契約及び契約の履行のために必要な範囲で秘密情報を複製できるものとします。なお、当該複製物についても本条の定めが適用されるものとします。</u></p> <p><u>7.甲及び乙は、相手方から要求があった場合又は本契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報（複製物を含みます）を相手方の指示に従い、返却、又は破棄若しくは消去するものとします。ただし、第5項各号に基づき当該第三者が保有する秘密情報についてはこの限りではないものと</u></p>
--	---

します。

8.甲及び乙は、従業員等に本条の内容を遵守させるものとします。

第22条（反社会的勢力の排除）

1.甲及び乙は、本契約又は当該契約の成立日において、自ら及びその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

(1)暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること

2.甲及び乙は、自ら又は自らの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)相手方との取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨

	<p><u>害する行為</u></p> <p><u>(5)その他前各号に準ずる行為</u></p> <p><u>3.甲若しくは乙、又はその役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当する場合、前項各号のいずれかに該当する行為をした場合、又は第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明した場合、他方当事者は、催告を要しないで通知のみにより無条件で本契約及び契約を解除できるものとします。</u></p> <p><u>4.甲及び乙は、前項に基づく本契約及び契約の解除により、相手方又は相手方の役員に損害が生じても一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>第23条（通知）</u></p> <p><u>1.甲は、申込書（第3条（契約の成立及び変更）第3項に基づき契約が成立した場合における契約書を含みます）に記載の住所又は本店所在地若しくは主たる事務所（以下総称して「甲所在地」といいます）を移転したときは、直ちにこれを乙に通知するものとします。</u></p> <p><u>2.甲からの通知がない場合、乙は契約に関する書面を通知前の甲所在地に発信すれば足りるものとし、同書面は甲所在地あてに発信してから3日をもって甲に到達したものとみなすものとします。</u></p>
	<p><u>附 則（2022年10月18日 C A S 2 サ第00974268号）</u></p> <p><u>（実施期日）</u></p> <p><u>この改正規定は、2022年10月24日から実施します。</u></p>